

施策の柱	1	虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進	施策項目	(1)	虐待の防止と差別の解消の推進
施策展開	① 障害者の虐待防止に向けた取組の推進			② 障害を理由とする差別の解消に向けた取組の推進	

◎ 障害者を取り巻く状況等

- ・平成24年10月「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）」施行

◎ 現行計画に基づく主な取組状況

- ・市民及び障害者支援施設や事業主等に対し、障害者虐待防止・権利擁護についての啓発に努めている。
- ・障害者虐待通報ダイヤルを設置して24時間・365日体制で通報等を受け付け、必要に応じて適切な対応を行っている。

【虐待通報ダイヤルへの通報内容別件数（通報受付時ベース）】

通報内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	計
養護者による虐待	23件	56件	55件	34件	22件	190件
施設従事者等による虐待	16件	23件	19件	26件	37件	121件
使用者による虐待	1件	5件	10件	3件	4件	23件
その他（問い合わせ等）	53件	114件	255件	457件	304件	1,183件
計	93件	198件	339件	520件	367件	1,517件

※平成24年度については、平成24年10月～平成25年3月末の数字

◎ 障害福祉等に関するアンケート調査結果

- ・「障害や病気があるために差別を受けたり、いやな思いをしたりしたことがある」人について、その内容を聞いたところ、虐待の可能性のある項目を選択した人も見受けられる。

回答者	全体	身体	知的	精神	難病	発達障害	高次脳機能障害
無視された	24.2%	20.3%	23.2%	30.1%	21.4%	27.0%	27.5%
いやなことを言われた	59.0%	50.0%	64.6%	62.6%	55.2%	68.0%	47.8%
暴力を振るわれた	9.3%	6.4%	11.9%	12.2%	4.5%	13.5%	7.2%
話しかけたり意見を言ったりしても、相手にされなかった	20.6%	17.8%	19.8%	25.7%	16.2%	25.3%	36.2%
自分のお金や持ち物を無断で使われた、処分された	4.6%	3.4%	5.2%	4.9%	3.2%	5.7%	4.3%
自由に外出させてもらえなかった	4.8%	5.3%	4.3%	6.2%	7.8%	5.2%	7.2%
一方的に解雇された	4.7%	4.0%	2.4%	8.8%	5.2%	3.1%	5.8%
異性からいやなことをされた	4.7%	4.0%	3.7%	8.2%	5.8%	4.8%	7.2%

新たな計画において求められること

- ◆ 障害福祉等に関するアンケート調査では、「障害や病気があるために差別を受けたり、いやな思いをしたりしたことがある」人について、その内容を聞いたところ、虐待の可能性のある項目への回答も少なくないため、虐待の早期発見・防止のための取組みの促進が求められる。
- ◆ 市民や施設従事者、事業者等が、障害者虐待防止・権利擁護対策に対して一層意識を向上させることが求められる。

新たな計画における施策の方向性

- ◆ 障害者虐待防止・権利擁護についての啓発に一層取り組む。
- ◆ 児童虐待防止、高齢者虐待防止、配偶者からの暴力等の防止などの施策との連携を図る。
- ◆ 相談支援事業者と連携した相談体制の強化や、関係機関との連携強化等により障害者の権利擁護の充実に努める。

主な事業・取組

- ⑧ 障害者虐待防止事業
- ⑧ 虐待通報等の窓口一元化の検討

施策の柱	1	虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進	施策項目	(1)	虐待の防止と差別の解消の推進
施策展開	① 障害者の虐待防止に向けた取組の推進			② 障害を理由とする差別の解消に向けた取組の推進	

◎ 障害者を取り巻く状況等

- 平成28年4月「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」施行

◎ 現在の広島市の取組

- 障害者差別解消法の施行に伴い、相談窓口を設置し、障害者及びその家族その他の関係者から相談を受け付け、必要な対応を行っている。
- 広島市職員対応要領を策定し、職員を対象とする研修会等を実施するほか、市民向け講演会の開催や市政出前講座の実施、パンフレットやホームページ等を通じ、広く普及・啓発に努めている。
- 障害者差別解消を効果的に進めるよう「広島市障害者差別解消支援地域協議会」を組織し、情報共有等を行っている。

事業名	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
障害者差別解消法対応	相談件数	-	-	-	39件
	研修・出前講座等実施回数	-	-	-	36回

◎ 障害福祉等に関するアンケート調査結果

- 「障害者差別解消法が施行されたことを知っているか」という問いに、全体で概ね5人に3人（59.4%）が「知らない」と回答し、「法律の内容も含めて知っている」と回答したのは20人に1人（4.5%）だった。

回答者	全体	身体	知的	精神	難病	発達障害	高次脳機能障害
法律の内容も含めて知っている	4.5%	4.8%	5.5%	4.4%	5.0%	6.7%	3.6%
詳しい内容は知らないが、知っている	28.8%	26.6%	34.7%	28.6%	33.6%	35.5%	31.5%
知らない	59.4%	59.1%	54.1%	61.8%	53.5%	53.9%	58.6%

- 「障害や病気があるために差別を受けたり、いやな思いをしたりしたことがあるか」という問いに、全体で2人に1人（50.0%）の人が「ある」と回答している。

回答者	全体	身体	知的	精神	難病	発達障害	高次脳機能障害
「ある」と回答した割合	50.0%	41.3%	68.1%	56.9%	48.4%	70.3%	62.2%

- 「これまで役所や民間事業者から合理的配慮を提供されたことがあるか」という問いに、全体で概ね6～7人に1人（15.2%）の人が「ある」と回答している。

回答者	全体	身体	知的	精神	難病	発達障害	高次脳機能障害
「ある」と回答した割合	15.2%	20.1%	14.8%	11.8%	19.2%	13.2%	23.4%

- 「差別や偏見をなくすなど障害者の権利を守るために、広島市が主にどのような取組をする必要があると思うか」という問いに、全体で最も多かった意見が、「障害者が相談できる窓口の整備や相談員のスキルアップ」であり、次いで「市民の障害及び障害者への理解を深めるための啓発や心のバリアフリーの推進」、「福祉についての教育の充実」が多かった。

新たな計画において求められること

- ◆ 障害者福祉等に関するアンケート調査では、約半数の障害者が何らかの差別を受けたと感じると回答し、さらに合理的配慮を提供されたことがある人も少なく、障害者差別解消法の周知は十分ではない結果であったことから、このまま法についての啓発が求められる。
- ◆ 障害者福祉等に関するアンケート調査では、「障害者が相談できる窓口の整備や相談員のスキルアップ」、「市民の障害及び障害者への理解を深めるための啓発や心のバリアフリーの推進」、「福祉についての教育の充実」などの取組が求められている。

《次頁へ続く》

新たな計画における施策の方向性

- ◆ 障害者差別解消法や国の動向等を踏まえ、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を行う。
- ◆ 障害者差別解消に向けた相談及び紛争の解決等のための体制整備等、具体的な取組について他都市の状況を調査するなどの検討を行う。

主な事業・取組

- 障害者差別解消法に基づく研修・啓発等の取組
- 障害者差別解消に向けた相談及び紛争の解決等のための体制整備の検討

【参考】障害者差別に関する主な相談内容

- ・ 不動産業者へ物件の賃借の申し込みをしようとしたが、統合失調症を理由に貸せないと断られた。
- ・ 発達障害のある息子の状態に見合った学習方法を提示してほしい。特別支援教育課の担当にも相談している。中学校とは昨年より協議を重ねているが、未だに改善に至っていない。
- ・ 当協会の開催する講習会において、要約筆記を配置してほしいとの申し出があったが、年に数回、長時間にわたる講習会のうえ、事務職員も少なく、費用的にも人員的にもかなりの負担になる。どうしても対応しなくてはならないか。
- ・ 車いす利用者のため低床バスを利用するが、利用している路線は全てのバスが低床バスではないため、予め日時を希望すれば低床バスを運行するようバス会社に伝えてほしい。また、バス停の時刻表にどのバスが低床バスかわかるような表記をするようバス会社に伝えてほしい。
- ・ 発達障害がありIQも低い子どもに対するかかりつけ医や看護師の対応について、障害者への配慮がない。受診する際、子どもとのやり取りがしやすいように、問診票を作成するなど配慮してほしい。医療機関全体に対し、医療技術だけでなく、障害者に配慮した対応技術も磨いていくよう要請してほしい。
- ・ 胃の検査を行うに当たり、バリウムを飲んだ後、白い汚物が出たかどうか確認できなければ検査を受けられないと言われた。

施策の柱	1	虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進	施策項目	(2)	あらゆる障害や障害者についての理解の促進
施策展開	① 障害者権利条約や関連する法律についての啓発		② 地域、学校、職場等における障害や障害者についての理解の促進		

- ◎ 障害者を取り巻く状況等
 - ・平成24年10月「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）」施行
 - ・平成25年 4月「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」施行
 - ・平成26年 1月「障害者権利条約」締結
 - ・平成28年 4月「改正障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）」施行
 - ・平成28年 4月「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」施行
 - ・平成30年 4月「改正障害者総合支援法」施行予定
- ◎ 現在の広島市の取組
 - ・パンフレット等の配布、講演会・市政出前講座の実施などを通じ、関連する法律等についての普及・啓発に努めている。
- ◎ 障害福祉等に関するアンケート調査結果
 - ・「障害者権利条約について知っているか」という問いに対し、全体で概ね5人に3人（59.4%）が「知らない」と回答し、「条約の内容も含めて知っている」と回答したのは25人に1人（3.9%）だった。

回答者	全体	身体	知的	精神	難病	発達障害	高次脳機能障害
条約の内容も含めて知っている	3.9%	4.3%	3.8%	4.2%	3.8%	6.0%	1.8%
詳しい内容は知らないが、知っている	29.7%	28.0%	36.9%	27.7%	35.2%	37.7%	33.3%
知らない	59.4%	58.7%	53.4%	63.4%	53.5%	52.4%	59.5%

新たな計画において求められること

- ◆ 障害者権利条約や障害者差別解消法を内容も含めて知っている障害者は全体で4%程度しかおらず、6割の方が「知らない」と回答しており、障害当事者に対する普及・啓発が必要である。
- ◆ 障害者権利条約や障害者差別解消法等について、より積極的に広報・啓発を行っていくよう要望が寄せられており、市民・地域における一層の普及・啓発と理解促進が求められる。

新たな計画における施策の方向性

- ◆ 障害者権利条約や関連する法律についての周知を図り、障害当事者に対する意識啓発や、市民・地域における普及と理解の促進に努める。

主な事業・取組

- 障害者権利条約や関連する法律の普及啓発

施策の柱	1	虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進	施策項目	(2)	あらゆる障害や障害者についての理解の促進
施策展開	①	あらゆる障害や関連する法律及び障害者権利条約等についての啓発	②	地域、学校、職場等における障害や障害者についての理解の促進	

◎ 現行計画に基づく主な取組状況

- ・ 障害者週間や人権週間の機会等を活用し、ポスター募集や講演会などを実施し、障害や障害者についての理解を促進するとともに、互いの人権を尊重する意識の普及・高揚に努めている。
- ・ やさしさ発見（福祉活動体験）プログラム事業、人権啓発リーダー養成講座等の実施、市内の企業に対する雇用啓発文の発送等を通じ、障害者自らが行う啓発活動を促進するとともに、地域、学校、職場等における啓発を促進している。
- ・ 発達障害、高次脳機能障害、難病等について幅広く情報発信し、啓発の推進に努めている。
- ・ 市職員へ研修を実施し、理解促進や啓発に努めている。

事業名	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
やさしさ発見（福祉活動体験）プログラム事業	実施件数	159件	154件	160件	156件
	参加者数	17,585人	16,440人	15,992人	16,470人
人権リーダー養成講座の実施	参加者数（市民向け）	27人	29人	40人	73人
	参加者数（企業向け）	43人	100人	69人	86人
市内の企業に対する雇用啓発文の送付	送付件数	900社	888社	910社	946社
発達障害についての啓発	講演会参加者数	595人	503人	501人	523人
精神障害についての理解の促進	心の健康づくり大会参加者数	334人	304人	382人	270人
	研修等延参加人数	349人	388人	749人	452人
障害者を理解するための市職員への研修	参加者数（新採研修）	184人	371人	332人	336人

◎ 障害福祉等に関するアンケート調査結果

- ・ 「障害者に対する市民の理解が深まってきていると思うか」という問いに対して、障害者全体で概ね3人に1人（36.7%）が「まったくそう思わない」又は「あまりそう思わない」と回答している。特に、高次脳機能障害者（49.5%）、発達障害者（44.1%）、精神障害者（41.6%）では「まったくそう思わない」又は「あまりそう思わない」という回答が多い。

回答者	全体	身体	知的	精神	難病	発達障害	高次脳機能障害
「まったくそう思わない」又は「あまりそう思わない」	36.7%	33.9%	37.1%	41.6%	33.0%	44.1%	49.5%

- ・ 「差別や偏見をなくすなど障害者の権利を守るために、広島市が主にどのような取組をする必要があると思うか」という問いに、障害者全体の概ね10人に7人（67.9%）が「障害者が相談できる窓口の整備や相談員のスキルアップ」、5人に3人が「市民の障害及び障害者への理解を深めるための啓発や心のバリアフリーの推進」（58.5%）、「福祉についての教育の充実」（57.85%）と回答している。
- ・ また、「障害者団体にどのような取組を期待するか」という問いに対して、障害者全体で概ね3人に1人（31.9%）が「障害や障害者への理解を深めるための啓発」と回答している。

回答者	全体	身体	知的	精神	難病	発達障害	高次脳機能障害
「障害や障害者への理解を深めるための啓発」と回答した割合	31.9%	26.6%	37.7%	33.8%	32.7%	43.3%	38.7%

- ・ その他、「ハード・ソフト両面でのバリアフリー化の促進」、「差別の解消等に向けた幼少期からの教育」、「発達障害等、外見ではわからない障害についての啓発」等の自由意見があった。

《次頁へ続く》

新たな計画において求められること

- ◆ 障害福祉等に関するアンケート調査では、障害者全体で概ね3人に1人が「障害者に対する市民の理解が深まってきているとは思わない」と回答し、5人に3人が広島市が取り組む必要があることとして、「市民の障害及び障害者への理解を深めるための啓発や心のバリアフリーの推進」と回答しており、障害や障害者に対しての啓発と一層の理解促進が求められている。
- ◆ 障害や障害者に対する理解促進のためには、身近な地域、学校、職場等での活動を通じて行うことが重要である。



新たな計画における施策の方向性

- ◆ 地域における様々な活動を通じ、障害や障害者についての一層の理解を促進する。
- ◆ 学校教育における、障害や障害者についての理解を促進する取組を一層進める。
- ◆ 障害者の雇用拡大や職場定着に向け、企業等における障害や障害者についての理解促進に努める。
- ◆ 市民の障害や障害者についての正しい理解を促進する。特に発達障害、高次脳機能障害、難病についての啓発広報を推進する。

主な事業・取組

- ⑧ 障害者週間（12月3日～9日）推進事業
- ⑧ 人権啓発フェスティバルの開催
- ⑧ やさしさ発見（福祉活動体験）プログラム事業
- ⑧ 市内の企業に対する雇用啓発文の送付
- ⑧ 障害者を理解するための市職員への研修
- ⑧ 障害者の範囲拡大や十分な認知が進んでいない発達障害、高次脳機能障害、難病等の周知を通じた障害や障害者についての正しい理解の促進
- ⑨ ヘルプマークの普及促進

施策の柱	1	虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進	施策項目	(3)	障害者主体の市民との交流の促進
施策展開	① 障害者が主体となる地域等での活躍の場の拡大と市民との交流の場づくり				

◎ 現行計画に基づく主な取組状況

- ・ フラワーフェスティバル「ふれあいの広場」、広響マーガレットコンサート（障害者と広島交響楽団のジョイントコンサート）、ピースアート作品展、障害者スポーツ大会、公民館学習会の開催、区民まつり等へのバザー出展など様々な機会を捉え、障害者の交流の場づくりに努めている。
- ・ 障害子どもまつり開催事業補助、福祉サービス事業所等と地域住民との交流の促進、国際交流・協力活動等への支援などを通じ、市民との交流の促進を図っている。

◎ 障害福祉等に関するアンケート調査結果

- ・ 「幼稚園や保育園と高齢者施設、障害者施設の交流があると良いのでは」等の自由意見があった。

新たな計画において求められること

- ◆ スポーツ・文化芸術行事その他あらゆる分野への障害者の主体的な参加や、幅広い市民との交流の場づくりを推進し、障害者と市民との交流の促進が求められている。
- ◆ 障害や障害者についての理解促進が重要であり、障害者と市民との交流促進が求められる。

新たな計画における施策の方向性

- ◆ 各種行事等への障害者の主体的な参加による市民との交流や、幅広い交流の場づくりを促進する。
- ◆ 各種行事等での交流を通じ、障害や障害者に対する差別や偏見をなくし、理解促進に努める。

主な事業・取組

- ⑧ フラワーフェスティバル「ふれあいの広場」の設置・運営
- ⑧ 障害子どもまつり開催事業補助
- ⑧ 文化芸術、スポーツ等行事への障害者、障害者団体等の参加促進
- ⑧ 国際交流・協力活動等への支援
- ⑨ 地域のサロン等の交流の場への障害者の参加促進

施策の柱	1	虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進	施策項目	(4)	市民主体の活動等の支援
施策展開	① ボランティアの育成とネットワーク化の推進			② 障害者団体等のノウハウをいかした障害者支援活動の促進	

◎ 現行計画に基づく主な取組状況

- 市ボランティア情報センター、区ボランティアセンター、まちづくり市民交流プラザ等での活動支援や、行事の開催等の情報提供を行っている。また、心身障害者福祉センターにおけるボランティア養成講座の開催等を通じ、ボランティアの育成や活動のネットワーク化、マッチングを行うなど、ニーズを踏まえた活動の促進に努めている。
- 視覚障害者用パソコンソフトウェアの設定及び操作方法等の指導を行うICT利活用支援ボランティアの養成講座を開催するとともに、要請に応じて視覚障害者の自宅等に派遣している。

事業名	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
広島市及び区のボランティア情報センターの活動支援	ボランティア登録者数	4,899人	4,934人	5,039人	5,056人
	情報センター利用者数	11,762人	10,834人	12,533人	8,035人
視覚障害者ICT利活用ボランティアの養成・派遣	登録者数	61人	73人	82人	91人
	派遣利用件数	869件	842件	1,003件	2,138件

◎ 障害福祉等に関するアンケート調査結果

- 「差別や偏見をなくすなど障害者の権利を守るために、広島市が主にどのような取組をする必要があると思うか」という問いで、障害者全体で5人に1人（19.7%）が「障害者支援や障害者への理解を広める活動などを行うボランティアの育成」と回答している。

回答者	全体	身体	知的	精神	難病	発達障害	高次脳機能障害
「障害者支援や障害者への理解を広める活動などを行うボランティアの育成」と回答した割合	19.7%	17.8%	25.0%	18.6%	22.0%	26.5%	18.9%

新たな計画において求められること

- ◆ 障害福祉等に関するアンケート調査では、5人に1人が「障害者支援や障害者への理解を広める活動などを行うボランティアの育成」が必要と回答しており、一層のボランティアの育成が求められている。
- ◆ さらに、ボランティアの活動支援やネットワーク化の推進により、ボランティア及びボランティアを必要とする人の細やかなニーズに対応できる体制づくりが求められる。

新たな計画における施策の方向性

- ◆ ボランティア養成講座の実施等により、一層のボランティア育成に努める。
- ◆ ボランティアの活動支援及びネットワーク化の推進に努める。

主な事業・取組

- ⑧ 心身障害者福祉センターにおけるボランティア養成講座の開催
- ⑧ 視覚障害者ICTボランティアの養成・派遣
- ⑧ 広島市ボランティア情報センター・区ボランティアセンターの活動支援
- ⑧ まちづくり市民交流プラザ（合人社ウエンディひと・まちプラザ）における活動支援

施策の柱	1	虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進	施策項目	(4)	市民主体の活動等の支援
施策展開	① ボランティアの育成とネットワーク化の推進			② 障害者団体等のノウハウをいかした障害者支援活動の促進	

- ◎ 現行計画に基づく主な取組状況
 - ・ 本人や家族等に対する相談支援、指導、助言等を行う関係団体の支援に取り組んでいる。
 - ・ 障害者団体やグループ等による、交流の場づくり等の様々な自主的な取組に対して支援を行っている。
 - ・ 障害者の生活訓練や社会適応訓練等を障害者団体に委託し実施している。
- ◎ 障害者施策推進協議会での意見
 - ・ ピアサポートを担う人材（ピアサポーター）の育成が必要がある。
- ◎ 障害福祉等に関するアンケート調査結果
 - ・ 「障害者の友達がほしい」、「障害児やその親同士の交流の場がほしい」、「活動拠点が不足している。」等の自由意見があった。

新たな計画において求められること

- ◆ 障害者への多様な支援を専門的かつ継続的に行うため、障害者団体等のノウハウを活かした障害者支援を一層促進することが求められる。
- ◆ 障害者支援の促進のためには、既存の団体やNPO等との連携強化や、それら各団体による活動に対する継続的な支援が求められる。

新たな計画における施策の方向性

- ◆ 既存の団体やNPO等との連携を強化し、団体のノウハウを活かした障害者支援活動を促進する。
- ◆ 障害者団体やグループ等による交流の場づくりやピアサポート等の自主的な取組や、相談支援事業等の活動に対する支援を充実する。

主な事業・取組

- ◎ 行政と障害者団体等による障害者支援の在り方についての検討
- ◎ 障害者団体やグループ等による自主的な取組への支援
- ◎ 高次脳機能障害者支援事業
- ◎ 難病患者等交流会等の実施
- ◎ 障害者を支援する事業等の障害者団体への委託